

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶非居住者の受領する退職金に対する課税

**Q** 当社は金融業を営む内国法人ですが、ロンドンに支店を有しています。このたび、3年前にロンドン支店に派遣された者甲が退職することになりました。甲は退職後も引き続きロンドンに居住することになっております。

この退職に際して、当社は退職金1,200万円を払う予定ですが、甲に対するわが国での課税はどのようになるのでしょうか。

なお、甲の当社における在職期間は、ロンドン支店勤務を含め15年になります。また、海外勤務は、ロンドン支店勤務のみです。

**A** 甲は3年前にロンドン支店勤務となりましたので、ロンドン勤務のために日本を出国した後は非居住者に該当します。

非居住者の場合、その課税の対象となる所得は国内源泉所得に限定されますが、退職金に関する国内源泉所得については、所得税法第161条第8号ハにおいて退職金のうちその支払を受ける者が居住者であった期間に対応するものが国内源泉所得に該当することとされています。

したがって、具体的には次の算式に基づいて国内源泉所得が算定されることとなります。

$$\text{退職金} \times \frac{\text{居住者期間(日数)}}{\text{在職期間(日数)}} = \text{国内源泉所得とされる退職金}$$

なお、居住者期間及び在職期間の算定については実務上月数によることも許容されるものと思われませんが、原則として日数によることとなります。

税額の算定は、上記国内源泉所得とされる退職金の額に20%の税率を乗じて計算されます。

納税の方式は、その退職金が本店で支払われる場合（国内で支払われる場合）もロンドン支店で支払われる場合（国外で支払われる場合）

もいずれにおいても源泉徴収の方式によることとされています（所法212②）。

上記が非居住者が受領する退職金についての課税の仕方ですが、所得税第171条（退職所得についての選択課税）の規定により居住者に対する課税と同様の方式により課税を受けることができます（この方式による場合であっても、上記の源泉徴収が必要とされます）。

この選択課税による場合には、当該非居住者は還付のための申告書の提出が必要とされますが、その際、基礎控除の適用による所得控除及び特別減税が適用されます。退職所得金額の算定は居住者の場合と同様ですので次の算式によることとなります。

$$\left( \text{退職金} - \frac{\text{勤務年数をベースとする}}{\text{退職所得控除}} \right) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

この申告書は、退職の年の翌年1月1日以後に提出することができますが、退職の年において退職金の額が確定している場合には、その確定した日以後において提出することができます。

（税理士 小沢 進）